

「千葉市こどもプラン（案）」に対する意見の概要と市の考え方

※ご意見は、可能な限り原文を尊重して公表させていただきましたが、趣旨を損なわないように配慮しながら、一部要約させていただきました。

I 総論

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
1	基本理念	15ページ 3 基本理念について 次世代育成支援行動計画・後期から、「こどもがここで育ちたいと思うまち」のフレーズが加わった。千葉市で生まれた子どもたちが「ここで育ちたい」と思えるには、家庭のみならず、教育・保育施設における幼児教育や保育の質が高く、地域における子育て支援が充実していることがベースにある。子どもを取り巻く、さまざまな大人から子どもの育ちに温かな目が寄せられていることを、子ども自身が実感できることが大切であり、こども自身の社会参画が新たに加えられたことは、いささか唐突の感がある。	1	本計画は、すべての子育て世帯への支援の充実と、すべての子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備を図ることで、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち」の実現を目指すものであり、その実現のため、保護者目線の施策だけではなく、真に子どもが望む施策、子どもの自立性・社会性・自治意識を育む本市独自の施策である「こどもの参画によるまちづくりの推進」を、計画策定の視点の一つとして盛り込んだものであります。	修正なし
2	計画の策定体制	6ページ ①子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について 小学校就学前児童向けの「ニーズ調査」の設問に、保育の質を問う項目が欠けている。「利用状況」の設問において、実際の利用者に、保育の「質」を問う項目を交えることは可能だった。その結果を踏まえて、子ども・子育て会議では、まず保育の「質」について議論すべきだったのではないかと。	1	ニーズ調査の設問は、子ども・子育て会議のご意見をお聴きした上で決定したものです。回答者の負担を抑えて十分な回答者数を確保し、調査結果の信頼性を高めることを重視し、「量の見込」の推計に最低限必要な項目に絞り込むこととしました。子ども・子育て会議においても、教育・保育の担い手となる人材の確保や資質向上など、教育・保育の「質」の確保・向上の重要性が指摘されており、引き続き、会議の意見もお聴きしつつ、「質」の確保・向上を図ってまいります。	修正なし
3		7ページ ③意見聴取について 「千葉市子ども・子育て会議」に子どもの保護者が4名が含まれているのは評価できる。現職の保育者（幼稚園教諭、保育士等）や、教育・保育施設を利用している保護者の団体の代表もメンバーに含まれるとよい。さらに、認定こども園に関する教育・保育要領が公布されたのは平成26年4月30日なので、この要領に即して、認定こども園に関する議論が深められたのか、疑問である。	1	特定の施設の保育者を委員とすることは公平性の観点から困難であり、幼稚園及び保育所の業界団体から然るべき方に代表として参画いただき、教育・保育現場の実情を踏まえたご意見をいただいています。なお、保護者委員の公募（次期委員は27年4月予定）においては、保護者団体代表の方の応募も可能です。また、現委員には、幼保連携型認定こども園の設置者、幼保連携型認定こども園教育・保育要領策定に携わった学識経験者が含まれており、当事者、有識者それぞれの立場からご意見をいただきましたが、ご指摘のとおり、同要領は策定されたばかりであり、今後、実践例も踏まえつつ、教育・保育の内容を検討していくことが必要と考えております。	修正なし

II 各論「基本施策1 子ども・子育て支援」

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
4	「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨	25ページ 1「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨について 内閣府の説明からカッコ付きで引用されている「質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供」における、幼児期の学校教育、という言葉づかいには違和感がある。幼稚園教育の理念と実態に照らして、これを「学校教育」というには無理がある。日本の幼児教育は、英米のプレスクールにおけるような、リテラシーのみに着目した就学準備教育を目指すものではない。幼児期の教育、もしくは、幼児教育で十分ではないか。	1	幼稚園及び幼保連携型認定こども園は、いずれも、教育基本法又は学校教育法に基づく「学校教育」を行う学校ですが、ご意見のとおり、その教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通じて行われるべきものと理解しており、読み書きの能力等だけに着目した就学準備教育を意図して「学校教育」と記載したものではありません。	修正なし
5	現状	33ページ (4) 保育所・幼稚園の状況について 待機児童数はゼロだが、保育所の入所待ち児童数は平成26年4月1日時点で314人(うち0～2歳児が75%。育休明け復帰に支障)とは、質の高い保育を求める保護者のニーズを示している。ニーズ調査では、共働き世帯でも認定こども園へのニーズが高い、という結果を示しているが、調査時点で、市内開設は地方裁量型の1園のみで、幼稚園型、もしくは幼保連携型は1園も開設されていない。認定こども園の趣旨と内容、他市を含めた実態について、正しい理解を前提にした選択であると果たしていえるか。設問では選択肢が3つしかないが、これはむしろ育休明けで保育所に入れなかった場合、保育環境の劣る認可外保育施設より認定こども園、という消極的選択と読むべきではないか。	1	ニーズ調査の当該設問は、11の選択肢※から利用したいものを選択する設問(1つのみの選択も可)であり、フルタイム共働き家庭の29.8%が認定こども園、38.5%が幼稚園を選択していることを併せ考えると、フルタイム共働き家庭にも教育に対する一定のニーズがあると考えております。 また、新制度の仕組みの中で、こうしたニーズに最も適合的なのは、認定こども園であると考えております。 他方、ご指摘のとおり、認定こども園制度は、27年度以降、本格的に浸透していくものと考えており、市立認定こども園2園を含め、27年度以降に移行する認定こども園における運営実績を調査・研究し、保護者への周知を図っていくことが必要であると考えております。	修正なし
6		36ページ (1) 質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供について 上記の推定から、ただちに、共働き家庭において「幼児期の学校教育」に対する一定のニーズがあると判断するのは早計。就労希望の母親の保育需要は認められるが、だからと言って、認定こども園の普及を促進する必要がある、と結論付けるのは、いかにも粗略ではないか。	1	※幼稚園、保育所、認定こども園、小規模な保育施設、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育、認可外保育施設、ファミリーサポートセンター、その他、施設等の利用希望なし	
7	課題	36ページ (4) 教育・保育等の「質」の確保・向上について 教育・保育等の「質」を何によって、どのようにして量るのか。「質」の差異が子どもの育ちにどのような影響を及ぼすのか。まず、「質」についての議論を、現場レベルで深めることが大切。また、保育の質に関する3つのカテゴリー(構造の質、プロセスの質、労働環境の質)についての評価項目を市独自で検討することから始めるべきではないか。そのうえで、千葉大学教育学部などと協働して、保育の質の差異がもたらす影響について、長期研究を行うべきである。	1	現在、国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育所及び保育士等の自己評価項目を市独自に定め、公立保育所で、毎年、自己評価を実施するとともに、その結果を保育に反映させる取組みを行っております。また、新制度移行後は自己評価が必須となることから、各施設の参考となるよう、市の評価項目と取組みの内容について積極的に周知してまいります。	修正なし

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
8	教育・保育の提供	38ページ おもな取組内容 (1)教育・保育の提供について 質の議論が抜け落ちている。平成27年4月1日に開設予定の認定こども園6か所のうち、2箇所は千葉市立、3か所は社会福祉法人立で、いわゆる1号認定の定員はきわめて少ない。40ページの「量の見込みと確保方策」(全市)における、1号認定の減少と、2号認定の教育利用の増加は、認定こども園への移行園数が不明で、現実感を伴わない。市の意向がどうあれ、私立保育園側は移行に非協力的なものではないか。	1	国が定める認定こども園に対する運営費(いわゆる「公定価格」)がこの2月上旬にようやく確定したところであり、現時点では、私立幼稚園や民間保育園の認定こども園移行について、的確な見込みを立てることが困難な状況ですが、今後、私立幼稚園や民間保育園の認定こども園移行に関する意向を把握した上で、認定こども園の目標設置数を設定し、本計画に追記することも含めて検討してまいります。 本市としては、この計画で示した方向性や、公定価格その他の事業者等の判断材料となる情報を的確に提供するとともに、財政支援を含めた必要な支援を行い、私立幼稚園及び民間保育園の認定こども園への移行を促進してまいります。	修正なし
9		量の見込みと確保方策について、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれの数値を示していただくと、どのような方針なのかつかみやすいので、ぜひ示していただきたい。	1	国が定める認定こども園に対する運営費(いわゆる「公定価格」)がこの2月上旬にようやく確定したところであり、現時点では、私立幼稚園や民間保育園の認定こども園移行について、的確な見込みを立てることが困難な状況ですが、今後、私立幼稚園や民間保育園の認定こども園移行に関する意向を把握した上で、認定こども園の目標設置数を設定し、本計画に追記することも含めて検討してまいります。 なお、計画策定のルールを定めた国の「基本指針」においては、教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の設定にあたり、施設種別ごとの内訳を記載することは求められていません。	修正なし
10		保育ニーズは、認可保育所で対応することを基本としてください。	1	新制度により、認可保育所に加えて、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業など、お子さんが通う施設等の選択肢が増えます。これにより、多様な保育ニーズにきめ細かく対応することが可能になると考えております。	修正なし
11		職場に復帰するときに延長保育が長い保育園にしなければ、仕事できません。私立幼稚園の延長保育の時間が全園もう少し長くなれば、仕事をする母親の家庭でも幼稚園に行かせることができます。ぜひお願いしたいです。	1	預かり保育の時間は、私立幼稚園が各園の運営方針に基づいて定めませんが、本市は、1日11時間以上、夏休みなども含めてお子さんをお預かりする「長時間預かり保育」を実施する園に補助金を交付し、その普及を図っております。また、私立幼稚園の認定こども園への移行を促進し、保護者の就労状況とその変化にかかわらず、お子さんが質の高い幼児教育を受けることができる環境づくりに努めてまいります。	修正なし
12	地域子ども・子育て支援事業の提供	42ページ 放課後児童クラブ(子どもルーム)の平成27年度、28年度の供給不足(低学年270名、138名は緊急対策が必要)について 適正配置後の跡施設利用も一つの手段。また、適正配置の推移を見極め、適切に開設することも求められる。適正配置に関する地元協議会の結論が出ており、存続が決まっている学校区への開設を先に、という保護者の意見を無視して、学校内開設を進めた旧真砂四小(学校内)と旧わかしお(2ルーム分)の施設改善は、開設・移転から10年を経ずに解体・取り壊しの憂き目にあう、貴重な予算の無駄遣い。猛烈に反省していただきたい。	1	児童の保育環境や将来的な財政負担などを総合的に勘案し、資産の有効活用を積極的に行うなど、配慮してまいります。	修正なし
13		43ページ 一時預かり事業(幼稚園型)および幼稚園預かり保育について 現行事業名がないのは、まったく行われていないからか。幼稚園が新制度に移行せず、従来どおりの運営を維持する限り、千葉市は私立幼稚園を認可・指導監督する権限を有せず、認定こども園への移行の推進ばかりか、子育て支援事業への協力を求めることもままならないことが想像される。前途多難と言わざるを得ない。	1	一時預かり(幼稚園型)は新制度により、27年度から創設される事業です。 また、幼稚園預かり保育は、既にほとんどの私立幼稚園が実施しており、本市における子育て支援に大きな役割を果たしていますが、県の所管事業であることから、「現行事業名」欄は空欄としています。(なお、本市独自の取組みとして、11時間以上開園等の要件を満たす預かり保育を実施する私立幼稚園に補助金を交付する「長時間預かり保育事業補助」を実施しています。) 新制度に移行しない園も、本市の幼児教育・子育て支援の担い手であり、権限の所在にかかわらず、子どもと保護者の利益を第一義として、これまでに培ってきた協力関係をいっそう強化していきます。	修正なし

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
14	地域子ども・子育て支援事業の提供	45ページ ⑥の地域子育て支援拠点事業について 需給ギャップの大きい区から、子育てリラククス館を順次5か所整備、とあるが、⑤の病児保育事業のように、具体的な整備順を明記すべきではないか。	1	具体的な確保方策については、69ページに記載してあります。	修正なし
15		48ページ ⑪-1 要支援訪問事業について 指導内容に予防接種の接種スケジュールも含めるとよい。	1	予防接種の接種スケジュールは、新生児・妊産婦訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、様々な母子保健事業の場で周知しており、養育支援訪問においても、予防接種の有無を含め適切な養育の実施が確保できるよう指導・助言等を行っております。	修正なし
16	認定こども園の普及促進	49ページ 認定こども園の普及促進について 1号認定と2号認定が同数程度混在する、本来の制度趣旨に合致した幼保連携型認定こども園は、27年4月開設予定の美浜区の聖こども園1園のみ。公立園における実践例が、私立幼稚園の移行や、保護者の理解を深めるための調査・研究になり得るか、はなはだ疑問である。	1	公立認定こども園では、学年別クラス編制による幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育・保育の実践例を積み重ねることを中心に、施設運営に係る調査・研究を進めることとしており、ノウハウを私立幼稚園や民間保育園等と共有することで、認定こども園の普及促進につながるものと考えております。	修正なし
17	教育・保育等の「質」の確保・向上	50ページ (5)教育・保育等の「質」の確保・向上について 「質」とは何か。「質」を何で量るか。「質」が向上したことを、どうやって量るか。その議論をこそ、ニーズ調査で保護者に尋ね、現職の保育者をメンバーに加えた、子ども・子育て会議で検討すべきだ。幼児教育・保育等の質は、子どもたちの日々の遊びを通じた学び、生活体験の質から判断すべき。	1	現在、国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育所及び保育士等の自己評価項目を市独自に定め、公立保育所で、毎年、自己評価を実施するとともに、その結果を保育に反映させる取組みを行っております。また、新制度移行後は自己評価が必須となることから、各施設の参考となるよう、市の評価項目と取組みの内容について積極的に周知してまいります。	修正なし
18		53ページ 運営に関する評価は、自己評価だけでなく、関係者(保護者)による評価も含めるべき。保育の質は、子どものありように即して判断されるべきだから。子どもの様子をもっとよく知るの、園においては保育者、家庭においては保護者である。	1	現在、公立保育所全園及び千葉市民間保育園協議会加盟園において、保護者アンケートによる評価を実施し、その結果を保育所運営に反映させる取組みを行っておりますが、今後も、評価方法・内容の見直しや、教育・保育施設全体での実施の促進について努めてまいります。	修正なし
19		52ページ 「児童の処遇の向上を図る」との表現について 子どもに対して「処遇」の言葉づかいは不適切ではないか。	1	「処遇」は、保育士の配置や施設基準、保育の内容など児童の保育環境全般を指す用語であり、児童福祉法、子ども・子育て支援法等で使用されるとともに、一般的にも通用しているため、原案どおりいたします。	修正なし
20		地域型保育事業(小規模保育や家庭的保育など)等では、施設の規模によって保育士の配置基準が異なり、子どもが平等に保育されないことが危惧されます。認可保育所と同様の保育士配置を求めます。	1	地域型保育事業に従事する無資格者には、一定の研修が義務付けられます。また、本市におきましては、小規模保育事業C型に保育士等有資格者1名以上の配置を義務付けるなど、国基準に上乘せしており、保育の質は十分に確保できるものと考えております。	修正なし
21		1歳児は探索活動が活発になり、イヤイヤ期にも入るので、一人ひとりについていねいに対応して行くには、現在の5対1の配置基準では厳しいので、1歳児の保育教諭配置基準を園児4人に対して1人にしてください。	1	国基準では、1、2歳児6人に対し保育教諭等1名の配置基準であるところ、本市においては、5人に対して1名と、配置基準の上乗せを行っております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	修正なし
22		1歳児は、友だちに関心を示し、関わりを持とうとするが、保育室の広さが不十分であると、かみつきやひっかきが見られるため、子ども1人当たりの面積を十分にとってほしい。	1	保育の量を拡充する必要があることから、1歳児に必要な保育室の面積は、国基準と同様としております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	修正なし
23	53ページ 子どもルームに対する定期的な巡回指導について 障害児(発達障害を含む)を受け入れている場合には、嘱託職員だけでなく、臨床心理士や小児神経科医など、専門職による巡回相談を実施すべき。	1	現在巡回指導員の中には特別支援教育の経験の長い職員がおり、今後も巡回指導時における配慮を行うとともに、保護者や学校等とより一層の連携を図り、障害のある児童もない児童も安心して過ごすことができるよう努めてまいります。	修正なし	

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
24		課題として、「私立幼稚園では子供に障害があると入園を断られることが少なからずあり、保育所・学童保育所に入れようと思っても障害児の親は子供の通院などに時間が取られて長時間の就労時間を確保できないなど入所の段階から不利な状況に置かれることが多い。また、医療の進歩によって医療的ケアの必要な子どもたちが在宅で生活しており、保育所や幼稚園に通うようになってきたのに、千葉市の保育所・幼稚園は対応できていない。加えて障害児は、「赤ちゃんポスト」に預けられる乳幼児のうち障害児の割合が高いことにも現れているように、障害児というだけで社会的に保育ニーズの高い子供といえる。」と明記すべきである。	1	障害児保育・特別支援教育の重要性を踏まえ、「第1章 子ども・子育て支援」及び「第10章 障害児に対する支援の充実」において、それぞれ、「障害児に対する教育・保育の円滑な提供」を課題として明示した上で、取組内容の柱のひとつと位置づけました。今後、本計画に沿って、障害児保育・特別支援教育のいっそうの充実に取り組みまいります。	修正なし
25	障害児に対する教育・保育等の提供（※「第10章」とも関連）	目指すべき姿としては「障害のある子どもは優先的に保育・教育を受けることができること。」とすべきである。優先的に扱われて初めて親子は障害のない子を持つ家庭と対等な社会生活を営むことができる。優先は決して不平等の概念ではなく、子供の障害を理由とした様々な不利益を解消するために社会が用意すべき当然の配慮である。わずか2パーセントほどのマイノリティーである障害児（重度児はさらに少数）が排除や制限という不利益（差別）を受け、親はそのために生活や人生に不利益を被るという不平等に目を向けて解消すべき。また、主な取組内容に「障害児に対する教育・保育の優先的提供」を掲げ、「(6) 障害児に対する教育・保育等の提供」を「優先的提供」として、「円滑的に利用できる体制の確保」の記述を「優先的に利用できる体制の確保」に変更する。取組内容についても、「教育・保育施設等及び放課後児童クラブにおける障害児の優先的な受け入れ」とすべき。	1	「第1章：子ども・子育て支援」の「目指すべき姿」に掲げた、「保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること」は、障害のある子どもも含めた「すべての子ども」を意図しており、より円滑に利用することができるよう取り組んでまいります。保育所等及び放課後児童クラブ（子どもルーム）のいずれにおいても、障害児については、入所・利用選考の際に加点し、優先度を高く設定しております。	修正なし
26		主な取組内容に「医療的ケアへの対応」を掲げ、6-1①及び②に、教育・保育施設等及び放課後児童クラブにおいて「医療的ケアに対応する体制を整える」旨を記載すべき。	1	教育・保育施設における医療的ケアへの対応については、今後受入れの手法等について検討していくこととしており、その旨を追記することいたしました。なお、放課後児童クラブ（子どもルーム）における医療的ケアへの対応については、今後の小学校の動向等を踏まえて、方向性を検討してまいります。	修正あり
27	出産・子育て期におけるワークライフ・バランスの推進	◆千葉に籍を置く企業を巻き込んだ母親の支援 今の現状は、母親が、パートに出ることによって、子供を保育所へ預けている。では、家庭の収入が増えたかと言えば、母親がパートで得た収入は、保育費へ消え、母親の育児からのストレス解消と思われるような働き方も、多々見られ、その影響は、すべて子どもへ。 では、赤ん坊、子供を、現在の形態をとった保育所に預けずに働くことができるのか、つまり、子供を育てる女性が社会のお役にたてる仕事をし、日本の生産力向上へ貢献できるか。 働き方、の問題、つまり、企業側の組織、形態を変えることへの政府からの援助が必要なのである。そのように根本の改善を図ることで、税金を使って保育所の大量生産を競うということではなくなる。他国を見れば、どのようにやればよいのか、事例があるので、他国から学び、ケーズスタディを作ることに、時間がかかるが、取り組んでほしい。 全ては、器（ハード）の保育所ではなく社会の仕組み、ソフトの問題であると考えている。全国に先駆けて働き方を地元企業と共に考える委員会でもよいので作ったらどうだろう。	1	「子育てと仕事の両立」の実現には、保育環境の整備のみならず、男性の子育てへの関わり方の促進や、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢を広げるための取組みなど、働き方の見直しを図る施策展開も必要だと考えております。ご意見のとおり、企業への働きかけや支援等による働き方の見直しも必要な施策の一つとなりますので、今後検討していくうえでの参考とさせていただきます。	修正なし

II 各論「基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援」

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
28	全体	74ページ 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援について 現状分析と課題認識、目指すべき姿に示された見識は、本プランのなかでも白眉というべき優れた見解。	1	—	—
29	妊娠・出産・子育てに関する情報提供	<p>妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援として、母子保健対策の充実や情報提供が掲げられていますが、さらに踏み込んで、何気なく相談ができて、ヘルプを求めることができる窓口を地域に設けるべきではと考えます。</p> <p>いまは「子育て支援コンシェルジュ」のところへ行き、質問をし、相談できる人は適切なアドバイスが受けられるのですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の抱えている問題がよくわからない。 ・ 何か不安があるけれど、誰に言えばよいのかわからない。 ・ 問題がありすぎて手がつけれられない。 <p>などの場合、相談に行くことをためらってしまいます。</p> <p>何かあれば連絡できる場所、他の親子に出会える場所、関係機関とつながることができる場所があれば、救われる親子も多いと思います。ゆるやかなつながりの中で、社会全体が親子を支援する体制をつくることができれば、千葉市が子育てしやすい自治体になるのではと思います。</p>	1	<p>出産や子育てに関する相談、情報提供等については、各区健康課の保健師等による育児相談、母子手帳交付時の面接、新生児・妊産婦訪問指導、各区こども家庭課に専門配置する「子育て支援コンシェルジュ」による保育サービスを含む子育て支援サービスの相談など、様々な取り組みにより実施しておりますが、保護者それぞれのニーズに合った必要なサービスにつなげるため、これら取組み相互の連携を図りながら、関係機関との必要な連絡調整を行っております。</p> <p>また、幼児及びその保護者が身近な場所として気軽に集い、相互の交流を行う「地域子育て支援拠点施設(子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館)」において、常駐する保育士や子育てアドバイザー等の職員が相談、情報提供、助言等を行っております。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後も出産や子育てに悩む保護者が気軽に相談できる体制の充実に努めてまいります。</p>	修正なし

II 各論「基本施策6 子ども・若者の居場所づくり」

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
30	全体	第6章は 子ども・若者の居場所づくりとありますが、若者向けの施策が見当たりません。どちらかというと、学童期中心の施策です。居場所が重要なのは、学童期ばかりでなく、高校生年代の子どもたちの中で、特に不登校や部活に入らない子、高校に入学しなかった子、退学した子、ニート引きこもりなどで、家に閉じこもっている若者です。これらの若者を放っておけば、将来の非納税者を増やし、生活保護者を増やしてしまうことにつながりかねません。 若者という言葉や、表題に入れるなら、10代後半から20代の若者対策も入れるべきではないでしょうか。	1	若者がニート・ひきこもり・不登校などの状態にあると、本人の可能性を狭めるだけでなく、社会的自立を遅らせることから、このような問題に早期に対応するため、子ども・若者に対する総合相談窓口であるリンク(Link)を設置し、様々な機関・団体等と連携を図り、支援しておりますが、今後も、支援機関の拡充や連携強化を図ってまいります。 (第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援に明記)	修正なし
31	学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保	高学年ルームを低学年優先ルーム同様に設備人員を確保し、子どもの居場所になるよう整備してください。	1	高学年ルームは、利用希望人数の関係で既存のルームで受入が困難な場合に、学校の特別教室等を活用し、開設することとしております。 高学年ルームの運営につきましては、いただいたご意見をはじめ、想定される課題について、学校と社会福祉協議会(指導員の雇用主)等と協議を進めておりますが、4月以降の運営の状況を見ながら、すべての子どもルームがより良い運営となるよう努めてまいります。	修正なし
32		高学年の保育内容について、具合の悪い時に安静になれる場所、思いっきり体を動かして遊べる遊具など、そこで働く職員と話を詰めてよいものにしてください。	1		
33		ゆくゆくは、高学年ルームを一般ルーム化して下さい。	1		
34		NPO法人で運営している学童保育も含め、お金を使ってよい保育、運営ができるようにしてください。	1		
35	高学年の受け入れについて 6年までが義務付けられるとはいえ、利用者は障害児やひとり親家庭以外は、下の兄弟がいる児童などに限られ、利用者は学年が上がるにつれ、漸減する。ニーズ調査を行うなどして、見込み量を適切に把握し、対策を考えるべき。低学年と高学年を単純に切り離すのは、遊びと生活の場としての学童保育の趣旨に照らして、適切な対応とは言えず、異年齢保育のメリットを活かし、高学年にリーダーシップを発揮してもらい、楽しい放課後の集団生活形成を図るべき。	1	高学年ルームの設置は、需要調査等から、人数の関係で既存のルームで受入が困難な場合に行うものです。 中長期的に確実に児童数が減少していく中で、将来的な財政負担なども考慮し、効率的な施設整備を行ってまいります。	修正なし	
36	100ページ 一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備について 現状分析で、地域によっては、子ども教室の人材確保が困難、とっている。一体型の担い手は誰なのか。	1	「一体型」とは、同一小学校内で両事業を実施し、放課後子供教室が実施する共通プログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものと定義されています。今後、教育委員会と子ども未来局で放課後対策を検討していく中で、一体型の担い手等を具体化していきます。	修正なし	
37	地域と連携した子どもの居場所づくり	101ページ こどもカフェとプレーパークについては、広報不足。すべての児童とその保護者への周知が図られている、とは言えない。利用したことのある人の率も少ない。	1	広報については、ホームページでの掲載に加え、周辺小中学校へのチラシ配り等での周知に留まっています。今後は、より効果的な周知を図れるよう検討してまいります。	修正なし
38	プレーパークに関しては、運営団体やプレーリーダーだけでなく、公園拠点を増やすべき。	1	既存の都市公園を利用したプレーパークの推進を図るため、地域でのプレーパークの開催を行う市民団体に対して、子どもたちの森公園からプレーリーダーの派遣を行い、その活動の支援を行っております。	修正なし	

II 各論「基本施策11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
39	地域で支える環境づくり及び立ち直り支援	引きこもり支援センターが作られるようですが、これと関連する市民団体を、行政としても育てることをプランに盛り込むべきではないかと思ます。	1	「引きこもり地域支援センター」については、関係機関との連携を図る中で市民団体の育成について検討してまいります。	修正なし

その他

No.	項目	意見の概要	意見数	市の考え方	修正の有無
40	-	育休中の上の子の保育について検討していただきたい。 会社は出産した子が3歳まで育休を取れるが、下の子が1歳までしか保育所に在籍できない。上の子の積み重ねてきた生活リズムや人間関係を考えると簡単に辞めさせ、期間を空けて再入所することが良策だとは思えません。また、下の子が1歳という中途半端な時期に職場復帰は難しく、仕事と子育ての両立のため、せめて1歳を過ぎた3月いっぱい、在籍できるようにしてほしい。	2	希望する保育所等の利用ができずにお待ちいただいている方がいらっしゃる状況を鑑み、育児休業期間中の上のお子さんの継続利用については、原則、育児休業の対象となっているお子さんが1歳になる月の月末までとさせていただきます。なお、育児休業明けでの職場復帰を理由とした下のお子さんの保育所等の利用申し込みの結果、利用ができず育児休業を延長する場合には、下のお子さんが1歳になる月の翌月以降も上のお子さんの継続利用は可能となっております。	修正なし
41	-	新制度移行後の保育所の延長保育料金は現行を上回ることはないようにしてください。	1	延長保育料については、基本的に現行の水準(※)を維持してまいります。 ※1時間につき、3歳未満児:3,000円/月、3歳以上児:1,900円/月	修正なし
42	-	多文化共生への視点が本プランではまったく欠けているが、果たしてそれでいいか。新しい在留管理制度がスタートし、外国人の住民基本台帳への登録が行われるようになった。外国人家庭の子女が地域の義務教育へ進学するの、ごく日常のことになった。しかし、日常言語と学習言語の違いから、入学早々、学習につまづくことがあると聞く。幼児教育・保育の段階からの継続的な支援と配慮が必要ではないか。	1	近年、地域によっては、外国籍の住民が増加し、多くの保育所・幼稚園で外国人児童の預かり実績があるなど、特別な支援の必要性が生じてきていることは認識しております。その支援のあり方については、今後、新たに設置する幼保小連携に関する協議の場等を通じて検討させていただきます。	修正なし
43	-	1. 子どもたちの健やかな成長、及び子どもやその親、妊産婦等の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要です。 2. 家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。 3. 施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設(園、学校、子ども関連施設等)外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。 4. 受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組み、及び飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけも必要で有効かと思ます。 (1)「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」 (2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」 (3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」	1	受動喫煙の防止対策及び喫煙に関する知識の普及は重要と認識しております。 本市では、市民の健康増進・母子保健の推進計画となる「健やか未来都市ちばプラン」等において、母親&父親学級や乳幼児健診等の機会を利用し、また、飲食店等に対しても受動喫煙防止の普及・啓発に取り組んでおりますが、本プランにおいても、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及に係る事業展開にあたり、ご意見を参考とさせていただきます。	修正なし